おりとする。 第二条 法第九条の二の二に規定する政令で定める事業は、次のと(出資の対象)	とする。 とする。 (出資の対象)
組 三 法第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の放送番	を含む。)の規定による訂正又は取消しの放送の放送番組三 法第九条第一項(法第八十一条第六項において準用する場合
ように要求した放送番組 議機関」という。)が放送番組の内容を確認することができる二 法第三条の四第一項に規定する放送番組審議機関(以下「審	した改送番組の内容を確認することができるように要求いう。)が放送番組の内容を確認することができるように要求を含む。)に規定する放送番組審議機関(以下「審議機関」と二 法第六条第一項(法第八十一条第六項において準用する場合
一(同上)	放送番組その他総務省令で定める事項のみを内容とする放送番組以外の一経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項存する方法によつてしなければならない。
た物を保存する方法によつてしなければならない。	に掲げる放送番組を除く。)につき、録音又は録画をした物を保送協会(以下「協会」という。)を含む。)にあつては、第二号おいて準用する法第八条の規定が適用される場合における日本放った。
、第二号こ掲げる汝送番組を余く。)こつき、禄音又は禄画をし」という。)及び法第三条の五に規定する放送事業者にあつては法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園(以下「学園組の保存は、次に掲げる放送番組(放送大学学園法(平成十四年	。)及び去휭八肴こ規定する汝送事業者「去휭八十一条窮六頃こ五十六号)第三条に規定する放送大学学園(以下「学園」というは、次に掲げる放送番組(放送大学学園法(平成十四年法律第百項において準用する場合を含む。)の規定による放送番組の保存
第一条 放送法(以下「法」という。)第五条の規定による放送番現 行	第一条 放送法(以下「法」という。)第十条(法第八十一条第六改 正 案
(傍般音夕に改回音夕)	□ (方沒沒放彳午 (田科二十五年 两个贫官 万十三号)

- 管理する事業要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは協会の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必
- 施設を供給する事業 一 協会に対し、放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な
- の進歩発達に必要な調査研究を行う事業四の進分の委託により、又は協会と共同して、放送及びその受信
- 務に係る情報の処理に関する業務を行う事業 五 協会の委託により、受信料の徴収に関する業務又は協会の業
- の催しを主催する事業

 ハの催しを主催する事業

 の催しを主催する事業
- 報を収集し、又はこれを協会以外の者と交換する事業八、協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情
- 供する事業

 は協会及び学園を除く。第七条第三号において同

 大 協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を基
- 、若しくは頒布し、又はこれを有線送信する事業(次号及び第十 協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し

- 送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放一一日本放送協会(以下「協会」という。)の委託により、放送
- 二 (同上)
- う事業 協会の委託によりその放送番組を送信する受託国内放送を行
- の進歩発達に必要な調査研究を行う事業送をさせることを含む。第七号において同じ。)及びその受信四協会の委託により、又は協会と共同して、放送(委託して放
- 五 (同上)
- する公開演奏会その他の催しを主催する事業六、協会が放送し、又は委託して放送させることを主たる目的

七

(同上)

八

(同上)

- 又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業般放送事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者に提供し、九、協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を一
- 十 (同上)

十二号に掲げるものを除く。)

般の利用に供する事業(放送に該当するものを除く。) おいて「既放送番組等」という。 法第二十条第二項第二号に規定する既放送番組等(次号に)を電気通信回線を通じて一

利用に供する事業を行う者に提供する事業 既放送番組等を、 放送番組を電気通信回線を通じて一般の

協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事

(地方放送番組審議会の設置地域

第六条 法第八十二条第二 「項に規定する政令で定める地域は、 別表

第六条

法第四十

-四条の

一第二項に規定する政令で定める地域は

別表各号に掲げる区域とする。

各号に掲げる区域とする。

(資料の提出

第七条 できる事項は、 合を含む。 法第百七十五条 -の規定により総務大臣が資料の提出を求めることが 次の各号に掲げる区分に応じ、 (法第八十一条第六項において準用する場 当該各号に定める

事項とする。

協会 次に掲げる事項

送番組の編集に関する基本計画に関する事項 合を含む。 法第五条第一項(法第八十一条第六項において準用する場 条第六項において準用する場合を含む。 - に規定する番組基準、 法第六条第三項 に規定する放 (法第八

> + 該当するものを除く。) 四十七年法律第百十四号) 0) いて「既放送番組等」という。 利用に供する事業 法第九条第二項第二号に規定する既放送番組等(次号にお (放送及び有線テレビジョン放送法 第二条第一項に規定する有線放送に を電気通信回 線を通じて一般 (昭 和

(同上)

十三 (同上)

(地方放送番組審議会の設置地域

(資料の提出

第七条 号に定める事項とする。 めることができる事項は、 法第五十三条の八の規定により総務大臣が資料の提出を求 次の各号に掲げる区分に応じ、 当該 各

協会 次に掲げる事 項

三項に規定する放送番組の編集に関する基本計画に関する事 法第三条の三第 一項に規定する番組基準、 法第三条の四 第

項

- びにその答申又は意見に対して講じた措置に関する事項ロ審議機関の組織及び運営に関する事項、その議事の概要並
- 「合を含む。) の規定による訂正又は取消しの放送に関する事へ 法第九条第一項(法第八十一条第六項において準用する場
- 状況(放送番組の内容に関する事項を除く。)

 二 法第二十条第一項第三号、第二項及び第三項の業務の実施
- ホ 国際放送及び協会国際衛星放送の実施状況の概要
- した役員の任免に関する事項へと第五十二条、第五十四条又は第五十五条の規定によつて
- ト 法第六十四条の規定による受信契約に関する事項
- 二 学園 前号ハに掲げる事項 チ 法第八十一条第二項に規定する世論調査に関する事項
- 事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。)三年的放送事業者。次に掲げる事項(法第八条に規定する放送

- 口 (同上)
- る事項との規定による訂正又は取消しの放送に関す
- 況(放送番組の内容に関する事項を除く。) 法第九条第一項第三号、第二項及び第三項の業務の実施状
- 国際放送及び委託協会国際放送業務の実施状況の概要

ホ

- つてした役員の任免に関する事項法第二十七条、第二十八条の二又は第二十九条の規定によ
- ト 法第三十二条の規定による受信契約に関する事項
- チ 法第四十四条第二項に規定する世論調査に関する事

項

- 一 学園 前号ハに掲げる事項
- 条の四 項 拒んだ事実の概要及び理由 料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供 提供条件に関する事項並びに 料放送」 条の二十八第 る事項を除く。 以下この号にお 一般放送事業者 (法第三条の五に規定する放送事業者にあつては、 第 という。 項に規定する国内受信者に対する有料放送の役務の 一項の規定により読み替えて適用する場合を含む 並びに法第五十二条の四第 (受託放送事業者を除く。 を行う放送事業者にあつては、 て同じ。 玉 内 に規定する有料放送 設置する受信設備により有 項 次に掲げる事 (法第五十) 法第五 以 イに掲げ
- イ (同上)
- 口 (同上)

口

第

号ハに掲げる事項

イ

号イ及び口に掲げる事項

送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由 送」という。)を行う基幹放送事業者にあつては る国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項 の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件 信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放 定する国内受信者(以下「国内受信者」という。 有料放送の役務の提供条件に関する事項、 概要の説明に関する事項並びに法第百五十一条の規定によ 法第百四十七条第 項に規定する有料放送 国内に設置する受 (以 下 法第百五十条 に対する 同項に規 「有料放

放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。)事業者又は法第百三十三条第一項の規定による届出をした一般四一般放送事業者、次に掲げる事項(法第八条に規定する放送

ロ 第一号ハに掲げる事項

第一号イ及びロに掲げる事項

当該再放送の業務の方法に関する事項は、同条第一項の規定による再放送の役務の提供条件その他に、法第百四十条第二項に規定する指定再放送事業者にあつて

する事項
ボー有料放送を行う一般放送事業者にあつては、前号ニに規定

五.

基幹放送局提供事業者

法第百十八条第

一項に規定する放送

に関する事項

四 受託放送事業者 法第五十二条の十第一項に規定する受託放|

事実の概要及び理由 供条件に関する事項並 局設備供給役務(以 下一 びに放送局設備供給役務の提供を拒んだ 放送局設備供給役務」 という。 の 提

するための措置に関する事項 の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保 役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項 せの処理に関する事項並びに法第百五十五条の規定による業務 法第百五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合 有料放送管理事業者 法第百五十条の規定による有料放送の

> 送役務 事項並びに受託放送役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由 (以 下 受託放送役務」という。 の提供条件に関する

五. 務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確 有料放送管理事業者 法第五十二 一条の六 の五の規定による業

保するための措置に関する事項